

知的財産戦略大綱の評価（ポイント）

知的財産国家戦略フォーラム

1. 評価できる事項

- 知財を国家戦略と位置づけ、具体的な行動計画と実施期限を策定した。
- 知財立国の実現のため、三点セット（戦略本部、戦略計画、基本法）の国会提出を明記した。
- アンチパテントだった大学に、「特許情報の活用」、「研究開発成果の取り扱いルール作成」など、知財に前向きに取り組む政策を提示した。
- 知財コスト意識が希薄だった企業に、「知財の価値評価」など、経営戦略としての重要性を認識させた。
- 縦割り行政の関係府省に、「コンテンツ創作活動の保護と流通」など、所掌業務連携の必要性を示唆した。
- 侵害に対して弱腰だった日本の外交に、「模倣品・海賊版等への対策」などで、積極的な姿勢を打ち出した。
- 例外を認めない司法に、「東京地裁と大阪地裁を専属管轄」など、実情に即した体制を明記した。
- 「国民の知財意識の向上」、「大学生一般に対する知財教育の推進」など、知財教育を国の施策とした。

2. 課題のある事項

- 全体的に、関係府省が以前から取り組んでいる「在庫品施策」の提示も多く、約半分の施策の検討期限が2005年と先送り傾向である。
- 検討期限が遅すぎる項目（有用な新創作物の保護など）、実質的に無期限の項目（世界最高レベルの迅速・的確な審査など）もあり、関係府省の積極的な取り組み姿勢が感じられない。
- 知財関連の司法制度改革が不十分である。（東京高裁の管轄一元化、技術と法律の両方に強い人材を育てる知財ロースクールなど）
- 情報窃盗罪、損害賠償制度の強化など、現行法制度の改革の取り組みが遅い。
- 日本の外交戦略として、模倣品・海賊版対策、水際取締策（日本版ITC創設）など骨太な具体策を提示しておらず、期限目標も2004年と遅い。
- 大学における知的財産権取得費用の予算措置が不透明である。「知的財産本部」に民間の専門家を多数登用することが必要であるが、その責務と業務内容などを明確にする必要がある。
- 企業が知財を経営戦略に使うインセンティブを与える施策が乏しい。
- 知的財産戦略会議の民間側委員の意見を採用しない理由の説明が望まれる。